

台風23号被害罹災者対象支援
商工業者の皆さんの復旧資金への支援について

台風23号の被害を受けられ、操業や営業に支障が生じている商工業者の皆さんを対象に、早期の復旧と経営の安定を図っていただくことを目的に、下記のとおり復旧のための借入金に対する支援を実施します。

対象となる借入金

台風23号の被害からの復旧のために金融機関から借り入れられた資金(京都府の制度にもとづく融資、政府系金融機関による融資に加え、金融機関の商品融資(台風23号被害からの復旧のために、平成16年12月末日までに借り入れられた融資に限ります。))も対象とします。)

支援の内容

上記借入金に対し、次のとおり利子補給及び保証料補助を行います。

【利子補給】

補給率 2.5%以内(ただし、末端金利(注)1.5%)

平成16年中に負担された利息については、特例により末端金利1.0%となります。

補給期間 5年(60月)

補給限度額 他の制度による利子補給とあわせて1事業者1年度あたり100万円

【保証料補助】

補給率 支払った信用保証料の30~80%(借入保証額により異なります。

また保証額が1,000万円を超える場合は、1,000万円相当分の30%となります。)

補給限度額 他の融資への補助とあわせて1事業者1年度あたり20万円

注 末端金利とは、利子補給を受けたあとの実質負担金利のことをいいます。